

## 保健福祉部

No. 22

制度名	介護保険低所得者保険料軽減負担金	主管課名	健康・地域ケア推進課 認知症・地域支援 G
		問合せ先	029-301-3332
目的・趣旨	低所得者の保険料の軽減強化を図る。		

### [対象団体]

市町村

### [対象事業]

介護保険の 1 号保険料について、所得が低い層（第 1～3 段階被保険者）に対する保険料を軽減する。

※ 第 1 段階被保険者 → 生活保護受給者・世帯全員が市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者・世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等合計 80 万円以下

第 2 段階被保険者 → 世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等合計 80 万円超 120 万円以下

第 3 段階被保険者 → 世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等合計 120 万円超

### [対象経費]

各市町村における第 1～3 段階に該当する者に係る保険料の軽減に要した額

※ 各市町村は、保険料基準額に対して原則として以下の割合を超えない範囲で乗じた額で軽減額を決定する。

○ 平成 31 年 4 月～

第 1 段階 → 0.125 (基準額×0.5 から 0.375 に変更)

第 2 段階 → 0.125 (基準額×0.75 から 0.625 に変更)

第 3 段階 → 0.025 (基準額×0.75 から 0.725 に変更)

○ 令和 2 年 4 月～

第 1 段階 → 0.25 (基準額×0.5 から 0.3 に変更)

第 2 段階 → 0.25 (基準額×0.75 から 0.5 に変更)

第 3 段階 → 0.05 (基準額×0.75 から 0.7 に変更)

### [経費負担割合]

区分	国	県	市町村	その他
事業主体が市町村の場合	1/2	1/4	1/4	—
[2 年度当初予算額]	[2 年度補助対象団体] 水戸市外 43 市町村			
639,184 千円				

### [備考]

平成 30 年度までは第 1 段階 (基準額×0.5→0.45) のみの軽減であったが、令和元年 10 月の消費税増税に伴い、上記のとおり対象者及び軽減割合が変更となる。